手順書：循環動態に係る薬剤投与関連
30. 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整（7-1）

【特定行為の概要】
医師の指示の下、手順書により、身体所見（動悸の有無、尿量、血圧等）、血行動態及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のカテコラミン（注射薬）の投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】
3. 血圧が維持されており、その他のバイタルや意識レベル、呼吸状態が安定している患者
4. 血圧の軽度の低下により投与中のカテコラミンの増量が必要な患者（状態が不安定でないもの）

病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】
- ◘ 意識障害、胸痛、呼吸困難の出現なし
- ◘ 血圧以外のバイタルサインの変動なし
- ◘ （カテコラミンの減量については）130≦sBP≦180mmHg
- ◘ （カテコラミンの増量については）80≦sBP≦90mmHg
- ◘ （カテコラミン減量を行う患者については）減量前 1 時間の尿量が 30ml/hr 以上であること

担当医師に直接連絡し指示をもらう

病状の範囲内

【診療の補助内容】
持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
（1ml/hr 減量もしくは増量）

【特定行為を行うときに確認すべき事項】
- ◘ 意識状態、自覚症状の悪化
- ◘ バイタルサインの悪化

減量時は上記のうち 1 項目でも該当すれば医師に連絡（注）
増量時は、カテコラミンを必要とする原因となっている病態の悪化が考えられるため、増量後、全例担当医師もしくは当直医に直接連絡。

担当医師に直接連絡し指示をもらう

（注）血圧の目標値（直ちに医師に報告すべき値）の設定については原疾患により異なるので患者を特定した際に担当医師により記載をしておく

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】
担当医師。夜間もしくは休日の当直医

担当

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】
1. 担当医師もしくは当直医の携帯電話に直接電話
2. 診療記録への記載